

議案第25号

大網白里市企業誘致条例の一部を改正する条例の制定について  
大網白里市企業誘致条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成31年2月25日提出

大網白里市長 金 坂 昌 典

大網白里市企業誘致条例の一部を改正する条例  
大網白里市企業誘致条例（昭和61年条例第11号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

大網白里市企業等誘致条例

第1条を次のように改める。

（目的）

第1条 この条例は、市内に事業所（規則で定める事業所であって、規則で定める事業の用に供するものをいう。以下同じ。）を新設する企業等（会社その他の事業を営む者をいう。以下同じ。）に対し、この条例に規定する奨励措置を講ずることにより、企業等の誘致の推進を図り、もって産業の振興、雇用の促進等に寄与することを目的とする。

第2条第1項中「指定する工場の経営者」を「指定を受けた事業所を運営する企業等」に、「工場の」を「事業所に係る」に改め、同条第2項中「前項に係る」を「前項の」に、「当該工場」を「同項の事業所」に、「操業開始」を「事業開始」に改める。

第3条第1項中「者」を「企業等」に、「申請書を提出し」を「申請し」に改め、同条第2項中「申請書を受理した」を「申請があった」に、「認められる者につき」を「認めるときは、奨励措置の適用を受ける事業所（以下「奨励措置適用事業所」という。）として」に改める。

第4条を次のように改める。

（指定の基準）

第4条 奨励措置適用事業所の指定を受けることができる事業所は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 投下固定資産（事業所の設置のために取得した地方税法（昭和25年法律第226号）第341条に規定する土地、家屋及び償却資産をいう。）の総額が1億円以上であること。

(2) 常時雇用する従業員（雇用保険法（昭和49年法律第116号）第4条第1項に規定する被保険者をいう。）の数が10人以上であること。

第5条第1項中「指定を受けた者が、申請書の記載事項に」を「第3条の規定により指定を受けた事業所を運営する企業等は、申請した事項に」に改め、同条第2項中「届出書を受理した」を「届出があった」に、「認められる者につき指定を」を「認めるときは、奨励措置適用事業所の指定を」に改める。

第6条の見出しを「(指定の取消又は奨励措置の停止)」に改め、同条第1項中「現に」の次に「この条例に基づく」を加え、「者」を「企業等」に、「一に」を「いずれかに」に改め、同項第1号中「市長の指定する工場設備の操業開始の予定年月日」を「奨励措置適用事業所の指定を受けた事業所の事業開始」に改め、同項第3号を次のように改める。

(3) 第4条各号に掲げる基準を満たさなくなったとき。

第6条第1項に次の2号を加える。

(4) 市税その他市に納付すべき使用料等を滞納したとき。

(5) 法令違反その他奨励金を交付することが不適當であると市長が認めるとき。

第6条第2項中「者」を「企業等」に、「奨励金全額の返納を命じること」を「奨励金の全部を返還させること」に改める。

#### 附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。